

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和5年8月4日

独立行政法人水資源機構
関西・吉野川支社長 塚原 隆夫

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、淀川本部で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1)参考見積書は作業項目毎に必要な技術者の人数を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2)見積件名 「令和5年度公共事業労務費調査」に係る見積について
- (3)提出期間 令和5年8月15日(火) から令和5年8月21日(月) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時15分から午後5時まで
- (4)提出先
独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長 塚原 隆夫 宛
【担当】施設管理課 陶山
〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号
TEL 06-6763-5182 FAX 06-6763-5231
- (5)提出方法
書面は持参、郵送又はFAX(社印があること)により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 業務項目、業務内容

別添「見積仕様書」のとおりとします。

(2) 歩掛項目

別添「歩掛調査表」のとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記

(1)「業務項目、業務内容」を実施する為に必要な技術者の人数を募集します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和5年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和5年8月7日(月)から令和5年8月9日(水)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時15分から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (4)に同じ。

(3) 提出方法：3. (5)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和5年8月15日(火)から令和4年8月21日(月)まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

見積仕様書

業務名：令和5年度公共事業労務費調査

● 適用範囲

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下、「機構」という）が別に定める調査共通仕様書に優先して「令和5年度公共事業労務費調査」（以下、「本調査」という）に適用する。

● 調査場所

滋賀県、京都府、奈良県

● 業務の目的

本調査は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価の設定のための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

● 業務の内容

1. 調査対象工事

調査対象工事名は、別表のとおりとする。

2. 打合せ・協議、問合せ対応ほか

(1) 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり、受注者と発注者は適宜打合せ・協議を行うものとする。

(2) 会場調査（1次審査）の日程と会場の設定

受注者は別表に示す調査対象工事について、審査の日程と調査会場を設定する。なお、事前に発注担当職員の承認を得るものとする。なお、調査はweb会議でも実施可能とする。

(3) 調査対象業者への会場調査案内送付

受注者は、調査対象業者に対し会場調査（1次審査）の日時・会場所在地等について案内を作成し送付を行う。

(4) 調査対象業者からの問い合わせ対応

受注者は、調査対象業者からの調査票の記入方法等について、問い合わせの対応を行う。

3. 会場調査（1次審査）

受注者は、調査対象業者が持参・提出する「調査票」等について、公共事業労務費調査要領等に基づき個々に審査する。

4. 審査結果のとりまとめ

受注者は、会場調査（1次審査）結果について、有効・無効別に集計し、その結果を報告書としてとりまとめる。また、とりまとめた調査票については、地方連絡協議会に送付する。

調 査 対 象 工 事

【近畿地方連絡協議会】

| 工事番号 | 工 事 名 | 施工地域 | 事務所名等 | 下請会社数 | 備 考 |
|------|-----------------------|------|------------|-------|-----|
| 0001 | 県道尾羽梨工区他整備工事 | 滋賀県 | 丹生事務所 | 3 | |
| 0002 | 県道大音波川橋他改修工事 | 滋賀県 | 丹生事務所 | 4 | |
| 0003 | 道路施設安全対策等工事 | 滋賀県 | 丹生事務所 | 7 | |
| 0004 | 県道中河内木之本線6工区斜面对策工事 | 滋賀県 | 丹生事務所 | 2 | |
| 0005 | 湖西地区湖岸堤等維持管理工事 R4 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 3 | |
| 0006 | 野洲川地区外樹木保全工事 R5 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 1 | |
| 0007 | 菖蒲地区植栽維持管理工事 R5 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 0 | |
| 0008 | 湖南地区湖岸堤等維持管理工事 R5 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 9 | |
| 0009 | 能登川地区等除草外工事 R5 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 1 | |
| 0010 | 湖南管内航路維持浚渫外工事 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 1 | |
| 0011 | 湖北管内航路維持浚渫外工事 | 滋賀県 | 琵琶湖開発総合管理所 | 3 | |
| 0012 | 日吉ダム非常用洪水吐きゲート設備外整備工事 | 京都府 | 日吉ダム管理所 | 0 | |
| 0013 | 日吉ダム常用洪水吐き設備整備工事 | 京都府 | 日吉ダム管理所 | 0 | |
| 0014 | 貯水池周辺維持管理工事 | 京都府 | 日吉ダム管理所 | 0 | |
| 0015 | 室生ダム貯水池周辺等維持管理工事 | 奈良県 | 木津川ダム総合管理所 | 0 | |
| 0016 | 室生ダム主ゲート門柱コンクリート補修工事 | 奈良県 | 木津川ダム総合管理所 | 1 | |
| | | | 下請会社合計 | 35 | |

歩掛調査表

| 区 分 | 単 位 | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師（A） | 技師（B） | 技師（C） | 技術員 | 備 考 |
|------------------------------|-----|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|-------------|
| 【令和5年度公共事業労務費調査】 | | | | | | | | | |
| 1. 打合せ・協議、問合せ対応ほか | 人／式 | | | | | | | | |
| 2. 会場調査（一次審査） 【近畿地方連絡協議会】 | 人／式 | | | | | | | | 滋賀県・京都府・奈良県 |
| 3. 審査結果のとりまとめ 【近畿地方連絡協議会】 | 人／式 | | | | | | | | 滋賀県・京都府・奈良県 |

※単位は「人」とし、小数点第1位までとします。